

平戸市老朽危険空き家除却事業補助金

本市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う費用の一部を助成します。

受付期間

令和5年4/3(月)
～5/15(月)

受付場所

平戸市役所都市計画課(窓口)
または各支所・出張所

補助金額

次の①又は②のいずれか少ない額の

1/2 (上限80万円)

- ①補助対象住宅の解体・運搬・処分に要する費用(消費税及び地方消費税を除く)の8/10
②補助対象住宅の床面積に、国土交通省が定める次の標準除却費を乗じて得た額の8/10

木造	鉄骨造(非木造)
31,000円/㎡	44,000円/㎡

※標準除却費は毎年変動します。

申込時に必要なもの

- ①建物老朽度判定調査受付票
②地図(建物の場所がわかるもの)

※申込のあった物件の現地調査を行い、不良度判定100点以上の建築物で、周囲へ与える影響の高いものを優先に補助決定します。
※受付期間終了後も解体についての相談は随時受付いたしますので、お気軽にご相談ください。

補助対象住宅

次の①～④すべてを満たす建築物

- ①平戸市内にある建築物
②現に使用されていない建築物
③木造又は鉄骨造である建築物
④面積の半分以上が住宅として使用されていた建築物
⑤老朽危険度について点数の合計が**100点以上**である建築物

※老朽危険度について、職員による「建物老朽度判定調査」を行います。内部も調査しますので、立ち合いをお願いします。

補助対象者

市税及び国民健康保険料を滞納していない者で次のいずれかに該当する者

- ①登記事項証明書(未登記の場合は家屋課税台帳)に所有者として登録されている者
②上記①の相続人
③上記①又は②から補助対象建築物の除却について同意を受けた者
※補助対象建築物が複数人の共有である場合は、共有者全員の同意書又は誓約書が必要です。
※建物の登記事項証明書に所有権以外の物件が設定されている場合は、権利者の同意書が必要です。

【注意】以下のいずれかに該当する者は補助対象外となります

- ①法人
②共有名義人または相続人が複数いる場合で全員からの同意が得られない場合又は誓約書の提出ができない場合
③登記事項証明書に所有権以外の物件(賃借権を含む)の設定がある場合で、権利者全員からの同意を得られない場合

補助対象工事

次のいずれにも該当する者と契約する除却工事

- ①市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
②建設業法における許可(土木・建築もしくは解体工事業)又は建設リサイクル法による解体工事業の登録を受けた者
※除却工事の着工前に請負契約書の取り交わしが必要です。

【注意】以下のいずれかに該当する工事は補助対象外となります

- ①補助金の交付決定前に着手した工事
②同時に他の補助金の交付を受けようとする工事
③建築物(長屋住宅を除く)の一部を除却する工事
④空家等特措法第14条第3項の「命令」の措置を受けた特定空家等を除却する工事

注意していただく事項

- ・補助申請するまでに除却工事に着手されたものは対象となりません。
- ・付属の倉庫・車庫・牛舎・門・塀などは補助対象外です。
- ・補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な維持管理に努めてください。
- ・住宅を除却することで、固定資産税の住宅用地の特例が適用外となり、翌年度より土地の税金が高くなる場合があります。

申請までの流れ

調査の結果、補助対象住宅に該当したものが申請に進めます

申込

建物老朽度
判定調査

補助対象
住宅に該当

申請

問合せ先 平戸市役所 建設部 都市計画課 建築班(本庁2階)
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
電話(直通) 0950-22-9166